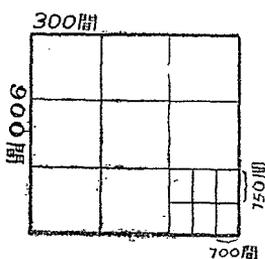


支那古代の地割について

文學士 藤 田 元 春

北海道に植民地の區割がある。それは明治二十二年、十津川罹災民移住地に施行せられたのが最初で爾後年々之を施行してゐるが、其の區割は、大、中、小の三つの別があつて、大劃は九百間(十五町)四方、地積八十一萬坪、即ち二百七十町歩であるが、中劃は其の九分の一、即ち三十町歩を單位とする。即ち大九百間の三分の一、三百間平方で九萬坪(三十町歩)、恰も井田の區割に従つてゐる。この場合の



井田の一劃は方三百間である。この三百間平方の一劃を更に小さく區分して、これを六等分すると、縦百五十間、横百間、即ち一萬五千坪(地積五町歩)となる。普通にこの一小劃を以て農家一戸分の貸附地と定めてある。(北海道拓殖進歩)

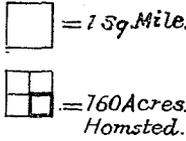
斯の如く縦横に區割を定めることは、普通何處でもあることで、北亞米利加州加奈陀の township も殆んどこれと同様の方法を取つてゐて、極めて土地の平坦な平野を、人間が處分する時には自然的に行はれるところのものである。加奈陀で八六哩平方の地

が大割で之を三十六分し、其一 Section は一哩平方であるが、之を四分して百六十英町の正方形な一區を得、之を Homsted として、一民家に供給する。而して其のセクションの讀方は一より三十六に終るのであるが、我が國で、古く、條里の制が行はれたところでは、この加奈陀の Township に似た番號

← 6 Miles →

31	32	33	34	35	36
30	29	28	27	26	25
19	20	21	22	23	24
18	17	16	15	14	13
7	8	9	10	11	12
6	5	4	3	2	1

SECTION



の讀方をして居るので、こういうことは餘程古いことである、従つて北海道の井田の形である三百間四方の區劃といふものは、どうも餘程古い習慣を復活した形のものではないかと考へたので、一つこの支那の古い地割を考へて見ようかと思つたのである實はこの三百間即ち、五町と云ふ單位は東洋の地割の根本をなして居るところのものであつて、彼の有名な平壤の箕子の、井田と稱して居るものも、五萬分一朝鮮地圖によつて見ると、五町四方のものを井字形に九等分して居るのである。隨録といふ書物には、これが箕子の遺制である井田だと述べて居るが、増補文献備考卷百四十一には、

平壤志曰、箕子井田之制以三畝九畝爲準、自古立木爲標名曰法樹、中途

變亂木標無存、崇禎辛未改釐區劃、樹石四隅、以限經界、而箕子志所載箕井南九畝、路東止于合毬門外九畝路、而今則其抵東城、作十字大路、於此頗失古蹟云、

と明に記されて居て、今西先生の御話によれば、なんでも韓久庵が斯くあるべしと、自説の通りに改造したものだといふことである。でこれは餘り當てにはならぬが、其の一邊が五町、三百間あるといふことは事實として幾分の参考になる。現に五萬分一の奈良の市街圖を見ると、實際五町にして大通りである。一條、二條、三條、名張街道となつて居る。それから我が京都市の一萬分一の地圖を見ると、同様に實長五町にして大通りがある。二條、三條、四條、松原、それに寺町、東洞院、西洞院、大宮と縦横に區別せられて居て、其の一邊を横に四分し、縦に入分して町をなし、全體が一つの坊となつて居る。其の外朝鮮で光陽とか、求禮とか、北青とか、丁度方五町の城壁を有せる市街が甚だ例が多いのであつて、これは恐らく支那の里といふところのものに、その根元を持つて居るものである。

そこで支那には古く井田と云ふ地割の方法がある。食貨誌を見ると、

理民之道地著爲本、故必建步立晦、正其經界、六尺爲步、步百爲晦、晦百爲夫、夫三爲屋、屋三爲井、井方一里、

と書いてある通り、この井田といふものゝ單位は、一里四方といふことになつてゐる。而して平壤の井田を始め、我が奈良や、京都の町割の五町、三百間といふ長さの單位である間といふものは、所謂彼の歩であるから、三百間は三百歩、即ち一里といふ次第であつて、どうしてもこの井田といふものゝ何等かの關係があるやうである。井田の地割といふものはどうであつたかといふことを明にしなくては、

東亞の地割の歴史は到底明になりえないものだぞ考へるのであるが、井田の制度については、史學雜誌第二十二卷に、加藤繁氏の、支那古代の土地制度といふ詳しい論文がある。加藤氏の述べらるゝところによると、支那古代の田制を研究する方法が五つ擧げてある。第一は古代の典籍を調ぶること、第二は後世即ち六朝、隋、唐時代に於て、古代の田制に摸して定められたところの制度を調べて參考にする、第三は現時支那に於て、古代の田制が、多少變形しながら残つて居るところはないか、第四は支那以外の諸國の、古代の田制を調べて參考にすること、第五は同じく外國に於て、現存するところの古代の田制に類似した田制を調べて參考にすることの五つを列擧して、其の最も重要なものは、無論第一の方法であると述べられてゐるが、私も誠にこれと同感である。同氏はかく研究方法を述べて後、この制度について餘程詳細に論せられてゐるが、さて其の實際の面積はいくらあつたかといふことについては、未だ研究發表がないのである。

著地と云つて實際に土地の上に立つ制度であつてみれば、其の土地の廣さを幾何なりと考へなくてはならぬ。私は何とかして其の廣さがいかゞのものであつたかを考へてみたいのである。そこで制度變遷の歴史はこれを他の學者に任せて、先づ第一に井田の基礎をなしてゐる、六尺爲歩といふことに入つてみる。私がこれを論ずる基本をなすものは、古來の尺度の考へである。先年水經註圖を作つた際に考定したところの、里程の考へが其の源であつて、今本論に於て、變化の多い、又種類の多い支那の尺を論

することは、餘りに横道に入るから、それは後日に述べることとして、ざつと其の結論を述べてみる。三省黄河全圖述意十二條の中に、康熙五十年の上諭がある。其の語に、

天上度數俱從地之寬大脗合、以周時尺算之、天上一度、卽有地上二百五十里、以今時之尺算之、一度卽有地上二百里、

とあつて、康熙帝以後現在では尺が長くなつてゐて、目下の支那では、工部營造尺といふものを用ひ、一度を二百里としてゐるが、この上諭は實は大清一統圖を作つた時に出したもので、一統圖の支那版の方は二百里にしてあるけれども、同じ時に出來たダンゼイルの圖は二百五十支那里を一度としてゐる。而してこの二百五十里については、聖祖はこの一度二百五十里の長さは周時の尺算であると云つて居るのであるが、Richthofenの支那一卷五百四十二頁に、ウルガンとトクマツクの間玄犇の五百里と云へるを以て、唐の里數、赤道一度の長さ二百五十里に當るを論じてゐるので、唐代にも二百五十里が一度であつたとみられる。唐書天志にある南宮説の觀測について、小川博士指導の下に、私が考察したところによると、一度は同じく二百五十里である。更に桑原博士は續史的研究に、張騫の遠征を論じられて漢唐の里數に差のなきことを述べられてゐる。従つて一度二百五十里の里の長さは、漢代にも變りはない。従つて周以後、康熙帝迄變化がないと考へられる。殊に今日でも工部營造尺の一度、二百里の長さは、世間に通用せぬので、周以後、否少くとも漢以後變化がない。里といふものは先づ變つてゐないも

のだと考へてよからうと思ふのである。然るに尺の方は、周尺と唐尺との間に差がある。律曆志にある王莽劉歆の銅斛尺とか、後漢建武尺、晋泰始十年の、荀勗の作つた晋前尺など云ふものは、律曆志に周尺として同一のものである。けれどもその考へは違つてゐて、實は周尺といふものは短いものであるそれは羅振玉氏の權衡度量衡實驗考によつても分かるのであつて、周の一尺は大抵我が國の、曲尺の六寸三分より四分の間に出入してゐるのである。最も多くの實驗から出てゐる鎮圭尺は六寸四分で、先づそれがスタンダードであると考へられる。日本では古く近家宿禰が「以曲尺六寸二分五厘爲周尺一尺以周尺一尺二寸爲古尺」(即晋前尺)と云つてゐる。除光啓の農政全書に擧げてゐる周尺も六寸三分のものであり、隨錄に擧げてゐる朝鮮の周尺は七寸で、少しくのびているが、實際は日本曲尺の六寸六分であつて、同様の長さである。これを第一類とすると、第二類になるものがある。即ち王莽の銅尺、開元尺、晋前尺の類で、何れも日本曲尺の八寸である。次に第三類になる尺がある。日本の曲尺はそれで前よりも二寸長く、營造尺も同様で一尺二分ある。即ち支那日本には古より、菊ざし六寸、文ぎ八寸、かね一尺、くちら一尺二寸五分といふ風に、大體二寸づゝ長い尺がある、律曆志の十五等の尺は凡てこの6:3:10:12といふ風の四類の等級數のカテゴリーに入れて考へるべきであるが、その延びた理由は後日改めて論ずることにする。斯く尺には變化があるが、里數の方では其の根本を爲すものは人間の歩幅であつて、歩幅に古來變化がないから、里の長さも古來變化がない。即ち

周の王制 八尺爲步とあるのは曲六寸の八尺―四尺八寸

秦の制 六尺爲步(始皇本紀二十六年の條)は八寸の六尺、即ち四尺八寸

唐の制 徂徠の言によれば唐代古制を失はずして従前相承六尺爲步、三百歩を里となすは、即ち開

元尺八寸の六尺で四尺八寸

これによつてみても、度の基本をなす歩といふものゝ長さは、五千年變化のなかつたものだと考へてよろしいのであり、尺も其の基礎はゆるがぬものだと考へてよいのである。如上の結論が假りに誤りなきものとすれば、田制の方に於ても、其の單位をなすものは歩である以上、周代以後今日に至るまで、大體の標準に變化なかつたものと考へてよいと思ふのであるが、田制の基をなす所の歩と、都城の長さ又は道里をはかる歩といふものには、餘程古くから、差があつて、周の王制には「八尺爲步」といつてゐるのに、司馬法には「六尺爲步、歩百爲畝」とあり、田制の方は短かい。秦漢唐を通じて道里の方は「六尺爲步」であるに、田制は五尺爲步である。こふいふ風に同じ歩に長短がある外に、尺の方が、今云ふ通り、二寸つゝ延びたものを用ひるから、今日の支那の量に用ひる間棹、即ち弓と云ふものを見ると、非常に長短があつて、到底一概に論じ去ることが出来かねるものがある。皇清續文獻通考卷一、田賦考に、「州縣地、用歩弓、旗莊屯田用繩」とあつて、又直隸省と奉天とは部類に同じきのみ、その他山東、河南、山西、江西、福建、浙江、湖北、陝西等の各省、或は三尺二寸三尺三寸、四尺五寸、六尺五寸、

七尺五寸を以て一弓とし、或は二百六十弓を以て、或は二百七十弓を以て一畝となす、長蘆鹽場の如きは三尺八寸を以て一弓とし、三百六十弓、六百弓、六百九十弓の一畝あり、然し今部尺を用ひるわけにはならぬから新墾の地の外、舊來のものによることゝすと出て居る。甚だ雜駁であるが、弓にかく差が生じた理由は、即ち尺の四種あるところから出たもので、この弓を漢唐以後の田制に従ひ、一步五尺として割り出すと、左表の如くなる。即ち

(1) 三尺二寸—五尺…一尺—六寸四分

(工部尺の)

第一類

(2) 三尺八寸—五尺…一尺—七寸六分

(同)

第二類

(3) 四尺五寸—五尺…一尺—九寸

(工部尺)

第三類

(4) 六尺五寸—五尺…一尺—三寸

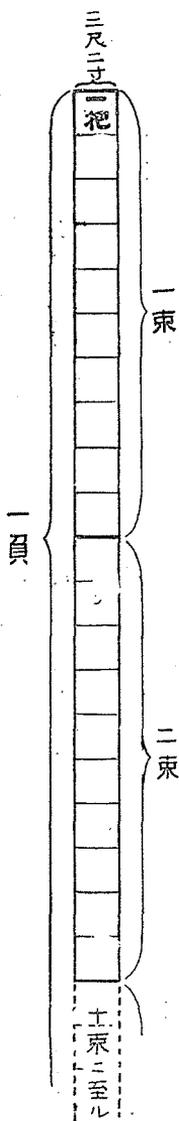
(工部尺)

第四類

(5) 七尺五寸—五尺…一尺—五寸

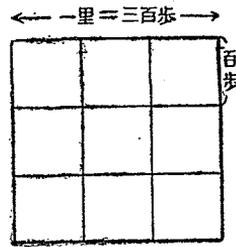
どかやうになつて居るので、この四類の尺といふものが、律曆志時代にも十五等の尺として擧げられ、隋唐以來現在も猶實用に供されて居るといふことを、證明するものでなからうかと考へるのである。そこで然らばこういふ律曆志の十五種の尺とか、現在の弓の尺とか、日本にある四類の尺といふものは、古くから用ひられたもので、今も支那の量地に使はれるものとして、それが一番古いものであるかといふことになる。私は當然この中で短いものが古いものだと申したいのである。

現行の支那の弓の最も短きものが三尺二寸で、之を五分すると凡そ六寸四分強となる、この六寸四分強に近いものは、實驗考にある周の鎮圭尺であつて、周尺といふものは、大體六寸前後のものであるから、丈量上最も古いものをこれだとする。現に朝鮮の量地に用ひる量田一等尺といふものがある。随録には周尺の四尺七寸五分とあつて、周尺の圖がついてゐるが、其の一尺の圖は長さ凡そ七寸弱で、河合弘民氏の説によれば、一周尺は我が六寸六分である。文獻通考田制編によるとこの一等尺は、もと／＼周尺の五尺を以て一步としてゐたものであるから、其の長さは凡そ三尺三寸から、三尺一寸三分五厘の間に入用する。即ち三尺二寸である。即ち六寸四分の周尺から出たものたるは疑なきところである。この外二等、三等、四等より六等まであるが、其の基本はこの最も短い三尺二寸の弓、即ち六寸四分の一尺を用ひたものだと考へるのである。朝鮮の田地割は結負の制で、主として面積よりも、米の生産高によつて丈量するといふことになつてゐるから、一等乃至六等迄も制度をつくりながら、田賦考では、畝法は上田之法に準ずとあつて、一般にこの一等尺を用ひて居つて、其の量田には、一等尺の一尺平方を



一把と云ひ、十把を束と云ひ、十束を負とし、百負を以て一結としてゐる。即ち圖の如くに、方百尺、即ち方百歩を以て一結としてゐるといふことになつてゐる。(鷄林事略)この丈量の仕方といふものは、李朝のことではあるが、私は古い文明を保存してゐる朝鮮のことであるから、餘程古いものであると考へるのである轉じて井田の法を考へると、殆んどこれに類似したる規則的なはかり方が、周代にもあつたかといふ問題になる。曩きに述べた通り、里程の方は、周代は「八尺爲歩」とあつて、秦、漢以後「六尺爲歩」と代はつたけれども、實際に變化がないのであるが、周、漢、唐を通じて、田制の歩は短い。その短いのと長い里の歩とについて、これは従來、六尺は小尺を用ひて、即ち八寸の六倍、田制の方は大尺(即ち曲一尺を用ひて)即ち一尺の五倍で、殆んど同じことだと考へた人もあるが、どうもそれは受取りにくい。現に三尺二寸などいふ短い弓が、昔から現在まで、用ひられてゐるのであるから、この考へは間違つてゐるのではなからうかと考へる。そこで食貨志や、司馬法にある「六尺爲歩」と、王制の「八尺爲歩」といふ長短の歩弓が、どうして出來たかと云ふに、八尺一步の弓を腰にあてゝはかると、土地の上では、其の股が實長となつてくる。かりに八尺の弦をとつて、これを股にする 8×4 凡そ六尺四寸になる。即ちこれを以て六尺爲歩と云つたものかとも考へる。別段句、股、弦の考へを持つてこないでもよいかもしれぬが、實際「六尺爲歩」となつてゐたものである。而して其の實、一尺の長さは周尺で今の六寸四分(6.4 × 8 = 38.4)約四尺に近いものであつたもので、其の弓の全長は、この直隸の現在、丈

量に用ひてゐる、第二番目の長さのものであつたものである。法令上かやうに「六尺百歩」と記してゐるから、これによつて、井田の基礎を考へると、其の一步の邊は、六尺即ち六寸四分の六倍、約我が三尺八寸餘、それが平方になつたものを一坪として、百歩を畝とする。大小の差こそあれ、朝鮮の結負のやうにすつと長く、一步の幅を、百歩のばしたものであつて、この畝は、三畝三伐、畝の長さ終畝と云つて、畝の幅一尺即ち六寸四分づつ三筋、縦に長い畝が通つたもので、それが百條よりて、始めて方形になつて、朝鮮の一結、支那の百畝となる。それが即ち夫で私田百畝をうくること



いふことになる。それが九つで一井となる。其の一邊の長さは三百歩で、即ち一里井をなす。實長千四百尺、百九十間、約三町と十間になるのであつて、我が坪數にして三萬六千坪、即ち約十二町歩のものが九分される。猶この井田といふものは、一井の周圍に餘程六ヶ敷かぎあつて、畝といふものも、田首は、之を倍すといはれてゐて、又其の上に、縦に途といふ道があり、經があり、涂があり、井と井との間には溝があり、成の間には湫があり、同の間に澮があつたといふから、この「六尺爲歩」といふのは、實に耕地の正味で、其の周圍に、餘程廣い空地が取つてあつたと見られるのであるが、果してそれが實行されてあつたか否やは明でない。秦代になつて「廢井田、開阡陌」ことゝなつたといふのは、實にこの空地をなくして、現今の耕地整理をやつたものと見る人がある。皇明經世實用編卷十五重農考には、馮應

京氏の言に「聞山東登萊猶畝澮」といふてある。一應行つて見たらば、其の様子も分からうと考へるが、この井田を廢しての儀については、農政全書にも、徐光啓氏が、元扈先生の言を擧げて、溝洫道法の制まで廢したのではない。百畝限田の法を廢したに過ぎないと論じてゐるが、實際折角あつた經、畛、溝、洫を廢して、變じて平原となし、廣濕の地にかへるといふやうなことは、萬々無いことである。朱子の語にも、百夫而經塗、それは陌で、縱のものである。阡といふは澮の間、千夫にして畛道がある。それが横の大筋で阡である。井田を廢し阡陌を開くといふのは、なにも井田をやめて、かはりに阡陌を開いたのではない。阡も陌も、井田の制から出たものだ、秦が置いたものでない。秦漢時代の地割は、古によつたものである。何も新らしくしたものでもないと論じてゐる。誠に尤もな見方で、私もこの兩先生の説を信じたいが、漢以後の田制は、二百四十歩を畝としてゐるので、井田百畝の區劃には、全く無關係であることになつてゐて、實際井田百歩を一畝とした計算を廢してゐる。而かもこの後世の地割方は「五尺爲歩」であつて、漢唐共に差のないもので、六典にも出てゐる。而してそれは朝鮮も、我が國の古代も、皆「五尺爲歩」である、(我が國の古代田制については、田制編を参照せられたし)而してこの「五尺爲歩」の尺は、周尺とは違つてゐるのであるが、現在支那の田地測量には、四類何れも用ひられてゐて、中に周尺に似た短い尺を持つて、一畝の廣さを量つてゐるところがあることも慥かである。即ち左の結論に到着することが出来る。周尺の長さが短いものであるから、その爲に短い弓が出来たことは

承認される。而してその狭い一畝の制が、井田があつた當時の百畝の尺であるともみると、そのまゝ井田の制が、實行されたことは餘程困難である。何となれば、周代の田地の一步の長さが、左様に短かつたとしてみると、井田を論ずる人は、左のやうな疑問に答へなくてはならぬ。

周代には私田百畝我が一町三反三畝餘で、一家を支持せられたるに、隋唐以後では、一夫に百畝、老男篤疾廢疾には各四十畝、寡妻妾には各三十畝を給する外に、當戸のものに限り猶二十畝を供給したのであるから、一家の私田の面積は、百畝以上或は數百畝になつたものがあつた筈である。しかも其の畝の廣さは二百四十歩で、井田の百歩の倍以上の大きさであるから、面積は非常に廣いことになる。人口増加して土地の狭くなつた隋唐の後世に、一家を支ふる田地の面積は、斯の如く廣かつたのに周代草創の世、土地廣く、人口稀薄な時の、一家を支ふる田地の面積が、纔かに百畝に止まつたと考へることがよいか。換言すれば、井田は司馬法や、孟子にある通りに實行されてゐるかどうかといふことが疑はしくなる。

私は地割の大きさを考へ、いろいろの現在の實際から出發して、周尺が短かつたことを認める。而して其の短かい尺で、田地をはかることが實行されてゐたこと、及びそれが歩といふものゝ長さを決める基本に用ひられたことを認める。しかし所謂井田が、その短かい尺で丈量された百畝であつたと考へなければならぬとすれば、恐らく井田の制なるものは、儒家の空想ではなかつたかと考へたいのである。